

全国クレ・サラ被連協・被害者の会の歴史・役割

クレジット・サラ金被害の救済、生活の立直し、被害の告発！
貸金業規制法の制定・金利引下げ実現の原動力！

2011. 10. 21

全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会
事務局長 本多良男

1981年に東京・大阪・尼崎・広島・鹿児島で結成されていた5つの被害者の会が、サラ金の被害者を無くすため、大阪で「第1回全国サラ金被害者交流集会」を開催し、翌1982年「全国サラ金被害者連絡協議会」が創立されました。

その後、全国に次々とサラ金被害者の会が結成され、2009年11月に青森多重債務被害等をなくす会（通称青森りんごの会）が結成され、47都道府県89の被害者の会となり、47都道府県全てでいつでもどこでも相談を受けられる、被連協・被害者の会の全国ネットワーク完成となりました。

47都道府県、89の被害者の会が、弁護士司法書士、学者、民主団体、労働組合の皆様と力を合わせて、「出資法の上限金利の引下げ」・「グレーゾーン廃止」・「年収の3分の1を超える貸付を禁止する総量規制」を柱とする改正貸金業法は今年6月18日に完全施行されました。クレ・サラ被害の救済と予防の運動をしてきた私たちの悲願達成です。

ここに至る過程はほんとに大きな運動が必要でした。

「第一次サラ金地獄」と言われたのは、1977年です。当時は出資法の金利は年109.5%、サラ金規制法はありませんでした。取立は夜討ち、朝駆け、暴力的な取立が横行し、離職、蒸発、離婚、一家心中、自殺等の被害が続出していました。このサラ金被害をなくすため、弁護士、司法書士の援助を受けて、1977年大阪で被害者の会が結成され、被害救済の運動が始まりました。全国クレ・サラ被連協・被害者の会の歩みを大まかに記載すると次の通りです。

1. 全国クレ・サラ被連協・被害者の会の歩み

①1977年10月 「大阪サラ金被害者の会」の結成

「私たちはサラ金に対する無知からずさまじい高利に追われ、悪質な業者の取立に日夜責め立てられ、ノイローゼ、離職、蒸発、離婚、一家心中、自殺の苦しみに直面してきました。

苦しみに悩んでいるのは自分一人ではないことを事を知りました、私たちが話し合いを持つ中で勇気づけられ、その日から死ぬことをやめ、共に助け合ってサラ金地獄から抜け出そうと決意しました」・・・結成総会宣言より抜粋

②1978年11月 「全国サラ金問題対策協議会」 設立

「サラ金被害の予防・被害者救済の為に必要と考えられる諸施策を探求し且つ推進することを目的に全国サラ金問題対策協議会はサラ金業の業態やサラ金被害の実態を明らかにすると共に、司法・行政・立法の各領域に亘って有効適切な対策を検討立案し、且つその実現の為に運動を強力に展開しようとするものである。・・・」 宣言文より抜粋

③1981年9月 「第1回サラ金被害者全国交流集会」大阪 開催

きびしい取り立てに追われ、退職、蒸発、離婚などに追い込まれた東京・大阪・尼崎・広島・鹿児島等の5つの被害者の会がクレジット・サラ金の被害者を無くすため集会を開き、サラ金被害者が悲惨な被害の体験を涙ながらに語り、そこではじめてサラ金被害の実態が全国に知られるようになりました。

④1982年4月 「全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会」設立

サラ金被害の実態を被害者自身が生の声で世論に訴え・告発しなければ、サラ金規制法を実現させる力にはならない。サラ金被害は日本の経済・社会の構造・仕組みの中で必然的に作られた被害であることを明らかにし、サラ金被害の予防と救済を目的として、被連協が設立されました。

被連協結成総会では①サラ金規制法を制定すること②「高金利・過酷な取立・過剰融資のサラ金三悪」を無くすこと③クレジット・サラ金被害者の会を「全国津々浦々」に作って行こうと呼びかけこの運動が始まりました。

⑤ 「全国クレ・サラ被連協・被害者の会」の推移

被連協・被害者の会はサラ金被害をなくすこと、サラ金規制法を制定すること、「高金利・過酷な取立・過剰融資のサラ金三悪」を無くすことを求め、全国キャラバン運動、街頭宣伝行動、署名行動、集会等をしてきました。この運動の高揚の中で、全国各地に被害者の会が次々と結成されてきました。

被害者の会の結成状況は下記の通りです。

- i 1981年：東京・大阪・尼崎・広島・鹿児島等の5都府県5の被害者の会
 - ii 1991年：19都道府県38の被害者の会
 - iii 2001年：32都道府県65の被害者の会
 - iii 2011年：47都道府県89の被害者の会
- 2009年11月に青森多重債務被害等をなくす会（通称青森りんごの会）の結成され全国ネットワークが完成しました。

2. クレ・サラ被害救済、法制定、出資法の上限金利引下げの闘い歴史

①1983年11月 貸金業規制法 成立

「サラ金規制法を作れ」の運動が広がり、1983年に貸金業規制法が成立し、出資法の金利は年109.5%から73%に引下げ、夜間、早朝の取立や暴力的取立行為が禁止され、被害救済の運動が一步前進しました。

②金利引下げ運動の歴史

貸金業規制法は出来ましたが、処罰規定である「出資法」の上限金利は年率73%で、処罰規定の無い「利息制限法」の上限は年率20%であったためその間の金利を「グレーゾーン金利」と呼びこのグレーゾーンをなくすための出資法の金利引き下げの運動が始まり、又クレジットの過剰貸付が大きな問題となり、闘いの目標も「クレジット・サラ金被害をなくす」私たちの組織名称を「クレジット・サラ金被害者連絡協議会」に変更しました。

金利引き下げを求める署名、高金利引下げ全国キャラバン、街頭宣伝行動、集会、デモ、シンポジウム、国会議員への要請行動など繰り返し活動してきた結果

1983年：109.5%→73%、1986年：→54%、1991年：→40.004%、2000年：→29.2%

へと順次引下げになりました。

③2006年12月 改正貸金業法 成立

06年12月、出資法の上限金利引下げ、グレーゾーン金利の廃止を柱とする貸金業法の改正が全会一致で可決成立しました。大勝利・世紀の大改革です。

ここに至る道筋は決して平坦なものではありませんでした。クレ・サラ対協、クレ・サラ被連協・被害者の会をはじめ多くの方々が力を合わせ、金利引き下げを求める100万署名、高金利引下げ全国キャラバン、街頭宣伝行動、地方議会の意見書採択運動、集会、デモ、シンポジウム、国会議員への要請行動など繰り返し、繰り返し活動してきた結果でした。

この運動の中で、被連協・被害者の会・被害者は、集会、シンポ、国会要請、テレビなどでクレ・サラ被害の実態を社会に知らせ、告発し、金利引下げが必要なことを訴え続けてきました。

③2009年6月10日 ヤミ金融 最高裁判決

2001年頃から、10日で3割-5割(年利1000%-2000%)の利息を取るヤミ金融業者横行しはじめました、ヤミ金業者に対しては出資法第5条2項(高金利の処罰規定年利29.2%)に違反し、10年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処せられる違法行為・犯罪行為です。

従って、ヤミ金融の貸付契約は公序良俗(民法第90条)に違反し貸付契約は無効だ!「ヤミ金から交付されたお金は不法原因給付(民法第708条)に該当するので債務が残っている場合でも法律上支払義務の返還義務はない!」「返済したお金は損害賠償請求する!」と闘いました。

そして2009年、最高裁判所はヤミ金融・三菱会・梶山進に対する訴訟で「著しく高い金利で違法な貸付をした業者からは利息だけでなく元金を含めて借り手が支払った全額を損害として取り戻せる」との画期的判決を出しました。

ヤミ金融の息の根を止める判決です。この判決を得るため弁護士、司法書士、被害

者自身が暑い日も、雪の中も、最高裁の建物の前で旗を立て、被害実態を綴ったチラシを配り、マイクを握って判決の日まで訴え続けました。

④2010年6月18日 改正貸金業法 完全施行

過剰貸付の制限、グレーゾーン金利の撤廃、違法取立ての厳罰化などとりあえずサラ金三悪と呼ばれていた問題は解消されましたが、利息制限法（年利20%）でも低所得層には返済が厳しく、「生活を破壊しない金利」を目指して利息制限法の上限金利の引き下げの運動を展開しています。

2010年6月：→20%へと引下げになりました。

3. 全国クレ・サラ・商工ローン・ヤミ金被害者交流集会の歴史・果たした役割

①サラ金被害の実情を知り、被害救済の方法を知り、闘う勇気を与える集会

「第1回サラ金被害者全国交流集会」以後、全国クレ・サラ対協、全国クレ・サラ被連協、現地実行委員会が共催で「クレジット・サラ金被害者全国交流集会」を毎年1回実施してきました。

テーマは当初、被害の訴えを綴った「泥沼からの訴え」「悪夢の時」「眠れぬ夜」等の被害体験報告集を発行しました。その後は、その時々的情勢と開催地での被害状況、実情、情勢などから「農漁村を蝕む借金構造」「集団クレジット被害」「カード社会を告発する」「私たちは一人ではないー多重債務と貧困、ヤミ金そして自殺をなくそう」ー「なくそう多重債務・築こうセーフティネット」等々「クレサラ白書」発行して闘う方向を示してきました。

②「借りて返せないで、なんで被害者なのか？」

世間一般では「借りた方が悪いのでは？」「借りて返せないで、なんで被害者なのか？」「自己責任だ」という風潮が未だに残っています。

生活が苦しい中で、テレビCM、チラシの誘いによって、クレジット・サラ金より一度借り入れてしまうと、高金利の支払いを余儀なくされ、結局は借りては返すという自転車操業になり、多重債務者になってしまう被害になっています。クレジット・サラ金業者は低金利で調達した資金を高金利で貸付け、貸せば貸すほど儲かるからどんどん過剰融資を行い、返済が滞ると過酷な取立をして、多重債務者を大量に生み出すばかりでなく、破産者や経済苦による自殺者、犯罪など深刻な社会問題をもたらしています。まさに「高金利・過酷な取立・過剰融資のクレ・サラ三悪」による被害です。

債務者は借りたものは返さなければと必死になって返済しています。

借金しているのは恥ずかしい事、返せない自分が悪いと思ひこみ、家族・友人にも相談できず一人で悩んでいます。被害者の会で被害者同士の交流のなかで、被害は自分一人だけではない、社会的な被害だということが理解されてきました。

③クレ・サラ金被害者と弁護士・司法書士の相互理解の集会

弁護士、司法書士さんは多重債務者の生活状況や、サラ金の夜討ち朝駆けのひどい取立状況の中で自殺や離婚、夜逃げをせざるを得なかった等の被害状況を間近に見る機会も少なく知らない人もいます。

サラ金被害者が涙ながらに被害状況を語る事で弁護士、司法書士さんは多重債務者の生活状況、多重債務に陥る原因を知り、多重債務者の救済方法を研究して下さいました。

一方多重債務者はサラ金の取立に怯え、どうしたらいいのかも分からない、法的知識を知らない、弁護士、司法書士さんから利息制限法がある、払わなくていい、破産制度もあるなどと多重債務者の救済の方法があることを教えられ、又、被害者同士の交流の中で、苦しんでいるのは私だけでない、サラ金被害は社会の経済、仕組みの中で必然的に作られた被害だということを知り、そしてサラ金と闘うことで解決できる事を知り、闘う勇気が湧いてくる全国交流集会でした。

当時は「なんでそんなに借りたんだ!」「借りて返せないのは貴方の責任だ」といった風潮が強く、弁護士、司法書士さんからも一方的に債務者への批判や評価もありました。

しかし、全国交流集会、懇親会などで被害者と弁護士、司法書士さんと話し合い、交流することによってお互いの考え方や立場を理解しあう全国交流集会になりました。

④被害者の会作りの全国交流集会！47都道府県89の被害者の会・全国ネットワークの完成！

全国交流集会は、当初は被害者の会があるところから開催していました。その後被害者の会を全国に結成してほしい、被害者の会があってもより活性化してほしい等要望があり、全国交流集会の開催を機に、地元の弁護士、司法書士、行政のクレ・サラ運動の理解が広がり、全国各地で被害者の会が新たに結成されたり活性化がなされてきました。

こうして被連協・被害者の会は、現在47都道府県89の被害者の会になりました。

4. 被害者の会の活動、クレ・サラ相談会の特徴

① 「自分も辛かったけど、借金の解決は必ずできますよ！私も解決できました！」

と自らの体験を通して、被害者に優しく話しかけ相談できるのが被害者の会

被害者の会の相談会は無料で行き、弁護士・司法書士の協力を受けて相談員にはクレ・サラ・ヤミ金による被害の体験をもった被害者の方がボランティアで参加しています。

相談員は自らの被害体験をもとに相談されることから、相談者の身になって相談ができて、相談に来られた方も、自分だけが苦しんでいるのではない、皆もおなじ悩み

をもって集まっていることを知り、借金の解決は必ずできることに確信を持つことができます。

② 定例会・学習会で生活の立て直しをはかる

被害者の会では定例会・学習会で利息制限法や貸金業規制法、出資法などを勉強して、多重債務から立ち直った被害者、相談員が被害体験を語り合い、生活の立て直し、精神的な立ち直りの支援をしています。

生活の立て直しに大切なことは

- イ. まず借金をしてしまった原因をよく見つめ直すこと。
- ロ. 生活状況に応じた解決策を知ること。
- ハ. 勇気をもって解決に向かって一步を踏み出すこと。
- ニ. 借金をしなくてもいい生活を取り戻すこと。

③ 自分の力で解決できる、費用もかけず解決できる特定調停手続きの活用

自分の力で解決できる、一人でも充分解決できる、費用もかけず解決できる方法として特定調停手続きがあります。簡易裁判所に特定調停の申立をし、利息制限法に基づいて計算し、債務総額を減らし、将来利息をカットし、無理のない返済方法を確定させることにより債務者を救済していく方法として、被害者の会が最も主要な解決方法の一つとして取組みをしています。

④被害者にクレジット・サラ金・ヤミ金被害の根絶のための諸活動に参加を呼びかける！

被害者がクレ・サラ・ヤミ金被害の実態を語り社会に告発していく！

クレジット・サラ金・ヤミ金被害の根絶のためには「①高金利」「②過酷な取立」「③過剰融資」の「クレ・サラ・ヤミ金三悪」をなくし、「高利貸しのない社会」の実現が必要です。そのためには被害者自身がクレ・サラ・ヤミ金被害の実態を語り社会に告発していくこと、金利引き下げの集会、全国クレ・サラキャラバン、街頭宣伝行動などへの参加を呼びかけています。

被害の実態が報道されることで法改正の必要性を社会に理解をしてもらうことが出来ます。又同時に報道を見て相談にこられる方が多くなり被害の掘り起こし、被害の救済につながっています。

⑤「被連協・被害者の会のあり方ガイドライン」・「相談員マニュアル」

にもとづく親切・丁寧な相談体制を！

全国クレ・サラ被連協は「被連協・被害者の会のあり方ガイドライン」「相談員のあり方・相談マニュアル」を制定し、親切で丁寧な相談活動を心がけています。

相談に来られた人には、まず「よく来られました」と暖かく迎え入れることが大事です。

相談に来る人は、「追い詰められている心情でいること」「死ぬ思いで来ていること」に配慮し、「借金の整理は難しくありません」「借金の解決は必ずできます」「大事なのはその後の生活の立直しです」「守秘義務、プライバシーは守られます、安心して何でも気軽に相談できるところです」と親切で丁寧な相談をしています。

⑥多重債務と貧困・自殺をなくす活動

「自殺を思いとどまってもらうための看板」設置活動

ー青木ヶ原樹海に「借金の解決は、必ず出来ます！」

私も助かりました、まずは相談しましょう！」

日本では13年連続して自殺者は3万人を超えています。2010年の自殺者は32690人です。（交通事故死者数4863人の6.7倍です。）

この内、経済・生活問題の自殺者は7438人

被連協は07年「借金なんかで死んではいけない」「借金の解決は必ず出来ます」それを知らずに自殺をしてしまう人達を無くすため、「借金の解決は必ず出来ます！私も助かりました、まずは相談しましょう！（電話フリーダイヤル0120-996-742）」という自殺を思いとどまってもらう看板を富士山麓青木ヶ原樹海に設置しました。「被連協・命の電話」は日中は事務所、夜、深夜、早朝、土日は転送電話で24時間体制で電話相談を受けています。

2011年7月までに被連協・命の電話への電話相談は18,578件ありました。死ぬしかないと思いきみ青木ヶ原樹海に入り看板を見て、あるいは富士吉田警察署で保護された方の相談は114件になります。

⑦被害の掘り起こし、

「改正貸金業法完全施行で、借金の返済に怯える生活に終止符を！」

全国一斉多重債務相談110番活動！

「命に代わる借金はありません」

「借金の問題は必ず解決できます！まずは相談しましょう！」のポスター、リーフ

現在、サラ金関係の借入者人数は1545万人（2010年5月）クレジット関係の「借入者人数」は1,527万人（2010年5月）合計3,072万人です。

このうち3ヶ月以上の支払い遅滞者はサラ金関係1,066万件登録人数467万人、クレジット関係登録件数583万件、登録人数411万人合計878万人です。年収の3分の1以上の借入者は50.2%、10年以上支払続けている方は28%、過払い金返還請求できることを知らないで悩んでいる方は約500万人位いると推定できます。新たに借入れできなくなる約700万人の方の中には過払い金返還請求できる方が本当に沢山います。このことを知らないで、一人で悩んでいる方がいます。

改正貸金業法の完全施行を機会に借金の返済に怯える生活に終止符をとよびかけ全国一斉多重債務相談110番活動を行っています。

被連協は「命に代わる借金はありません」「借金の問題は必ず解決できます！まず

は相談しましょう！」のポスター、リーフを大量に作り、相談を待つ、電話を待つということだけでなく、積極的に貧困の現場に出向く、都道府県市区町村の相談窓口、生活センター、病院等の相談コーナー、警察、労金銀行、信用金庫、信用組合などの金融機関、企業、中小企業に被連協・被害者の会のリーフ、パンフをおいてもらうようにしています。

「厚生労働省 自殺防止対策事業 全国事業補助金」により印刷し被害者の会へ届けています。

⑧政府の「多重債務者対策本部・有識者会議」に被連協代表が参加

24都道府県の多重債務者問題対策協議会に46の被連協・被害者の会が参加

06年貸金業法の成立後、政府に「多重債務者対策本部・有識者会議」が作られました。「多重債務者対策本部・有識者会議」には日弁連から、宇都宮健児弁護士、被害者団体から、被連協事務局長が参加して積極的な政策提言をして「多重債務問題改善プログラム」が作られました。

又「多重債務対策の充実のため都道府県に県庁の関係部署、警察、弁護士会、司法書士会及び多重債務者支援団体、その他関係団体で「多重債務問題対策協議会」が設置されています。

現在24都道府県の多重債務者問題対策協議会に46の被連協・被害者の会がオブザーバを含め正式に参加し活動しています。

⑨クレ・サラ被害者の会の作り方「簡単、簡単」 木村事務局長日記（204）より

「クレ・サラ被害者の会はどうしたら作れるか？」と質問を受けた。

私は「簡単、簡単」と答えた。

手順は以下の通りにやって欲しい

（今回は弁護士・法律事務所型・司法書士事務所型の被害者の会作りについて説明する）。

- ①関係弁護士・司法書士が目下担当している多重債務者10人位に集まってもらって「多重債務が何故被害なのか？」をテーマに座談会を開催する。
- ②その場に将来の弁護士・司法書士の世話係が出席し、互いに経験を交流させ、クレ・サラ業者に対する怒りを盛り上げる。そして自分達に何ができるかを話し合う。
- ③各地の被害者の会の主な活動内容を紹介する。
- ④会の代表者（会長）、副代表（副会長）2名、事務局長（弁護士か司法書士）を選任する。会の代表者は女性でも良い。
- ⑤その役員候補者で2～3回準備会を開き、規約など準備する。会の協力弁護士・司法書士を選ぶ。
- ⑥多重債務の相談会を開き、この日に結成総会を設定する。マスコミに通告して協力を得る。被連協の全国の役員達に創立総会の案内状を送れば少なくとも20人は参加してくれる

(マスコミ向けに格好はつく)。

⑦事務所をどこに置くか(会事務所を賃借するか、司法書士か弁護士 の事務所に置くか)を 決める(TEL と FAX は先に決めておく)。

事務所を借りても経済的に十分やっつけていける(会費月500円、入会金1000円位)不 足分は事件の協力担当者が寄付する。被害者の会に専門相談員を置く場合は消費生活相談 員さんなどに依頼すれば良い人を得られる。

⑧このような方法で小さく会を結成させ、会はクレ・サラ被連協に入会し、ここにい つも数 人の代表を送り、被連協の中で運動のノウハウの勉強をする。現在は協力者 も大変多く、 結成し易くなっている。

⑨民商型・道場型もあるが、これはもともと民商 事務局の人が民商会員に呼びかけ て結成す るので比較的心的負担が少なくてすむ。

☆以上の方法で苦勞なく結成することができる。

実は一番大切なことはクレ・サラ業者の違法行為に対する怒りであり、やる気であ り、被害者に対する共感である。

⑩クレ・サラ被害者の会の相談活動で注意していること

①被害者の会・相談員は債務整理の方向について相談・助言を行うが、会員自らの債務 整理の 方針は本人が決定する。債務整理の解決は、弁護士・司法書士に依頼する外、 自己解決につ いては、役員・相談員が請け負ってはならない。

②相談員の学習の場を設け、社会的不正義と闘い、社会的道義を守る相談員を育成する こと。

③相談者のプライバシーなど守秘義務は守る事。

④クレ・サラ相談会の相談料は無料であること。

⑤会員から整理の為の金銭及び過払い金などは絶対に預らない。

⑥被害者の会と会員及び会員同士の金銭の貸し借りはしない。

⑦相談は会の事務所または相談会場で行い、個人的に外部で相談しない事。相談は出来 るだけ複数人で受けることが望ましい

⑪被害者の会の組織運営について

① 役員会は毎月開き会員の声、要求を結集し、運動の問題点をみんなで明らかにし問 題がお きれば必ず役員会に諮(はか)り、解決する。

できるだけ全員の意見でまとめ、決まった事はみんなで守る。民主的な運営を徹底さ せる。

② 総会は年一回必ず開き、経過報告・運動方針・役員を選出・会計報告・予算などを 決める

③被害者の会の会報(機関紙)を発行する。

会報は会の出来事を知らせるだけでなく、会と会員をつなぐ「絆」である。また、被 害者の 会外の多くの団体個人にこの運動の意義、内容を宣伝し、運動の理解者・協力 者をつくり、 広げる役割を果たす力を持っている。会報は定期的発行をする必要があ

る。

⑫被害者の会の財政について

①入会金・会費

被害者の会の活動を支えるために会費は組織活動の根幹です。

相談場所（事務所）や専従者、運動財政の確保のため、入会金・会費を集め、また賛助会員制度をつくるなど財政を確立すること。

②寄付金

寄付金はあくまで自主的であり、絶対に強制してはならない。

寄付金をお願いする場合は趣旨を良く説明し会員の納得の上でなければならない。

5. 反貧困・派遣労働など不安定雇用をなくす闘い、自殺防止の活動、

生活保護申請同行支援、追い出しや対策会議等の反貧困ネットワーク作りへ

私たちは「高利貸しの無い社会」を目指して活動をしてきましたが、改正貸金業法の成立以降、宇都宮健児弁護士は「多重債務という大きな山を動かしてみたら貧困という大きな山が見えてきた」といわれ貧困問題の解決なくしては本当の解決にはならないのではないかと、新たな活動を展開するようになりました。

法律の専門家や被害者の会の日々の相談の中で借金問題は解決しても生活再建が困難な事案が特にここ数年目だって増えてきました。被害者の会の相談の中で、生活保護申請の手続きを行った相談者の数は増えています。

失業者も多く、安定した仕事に就くのはきわめて困難です。

生活再建の活動の広がりに伴い、法律の専門家や被害者の会だけでは対応しきれない専門的な問題がみえてきました。自殺、うつ病、依存症などの専門家（医師、保健師、精神保健福祉士、自助グループや電話相談）高齢者、障がい者の人権侵害（社会保険福祉士、包括支援センター）労働問題（労働組合）女性、子どもの人権侵害（母子寮、養護施設、児童相談所、自助グループや電話相談）路上生活者の支援団体など行政も民間も巻き込んだそれぞれの専門家がネットワークを組んで相談にあたるということが必要になってきました。

各地の被害者の会では行政や反貧困ネットワークなどと協力して、様々な専門家が集まりワンストップで相談ができる窓口や定期的な相談会を開催しているところも増えてきました。

また、クレ・サラ対協の関連団体や各地の被害者の会や反貧困ネットワークで学習会やシンポジウムを開催して、多重債務や貧困の実態を知っていただき根本的な解決に向けての具体的な対策を提言していこうとしています。

貧困をなくす活動として、派遣切り許すな、労働者派遣法の抜本的改正！セーフティネット貸付制度の充実！必要な方に生活保護が受けられるように援助していく活動等々、反貧困ネットワークの活動を進めています。